

報 酬 表

1. 税務代理・税務書類の作成・税務申告・会計帳簿（税理士法第2条①②）

- 1) 個人：所得税（不動産所得、事業所得、雑所得）：月額顧問料×5月
- 2) 法人：法人税、地方法人税、法人住民税、法人二税特別税：月額顧問料×5月
- 3) 消費税：原則課税 月額顧問料×2月 簡易課税 月額顧問料×1月
- 4) 譲渡所得税：譲渡価格×3%+6万円
- 5) 相続税・贈与税
課税価格基礎控除前 1億円以下 1.0% 3億円以下 0.8%+20万円 3億円超 0.5%+110万円
土地評価 1利用区分あたり：10万円
非上場株式評価 1社あたり：20万円
相続人が2人以上：基本報酬×15%×（相続人数-1）
- 6) 償却資産税：月額顧問料×1月
- 7) 年末調整、法定調書・同合計表、給与支払報告（5名まで）：月額顧問料×1月
- 8) 税務署等へ提出する書類の作成および提出：書類1通あたり1万円
- 9) 税務調査の立合：（打合日数+調査日数）× 月額顧問料×1月
- 10) 電子申告納税システムの初期設定・会計帳簿自動入力設定：月額顧問料×1月
- 11) 納税申告書作成：個人10万円 法人20万円、決算調整：個人10万円 法人20万円
- 12) 税務調査の準備および立合：1日あたり 個人4万円 法人5万円
- 13) 記帳代行：受任しません

2. 適正納税実現プラン

- 1) 現況調査および適正納税の提案：10万円（着手金）
- 2) プラン遂行：享受したメリット額の5%~20%（成功報酬）
100万円迄 20%, 1000万円迄 15%+5万円, 3000万円迄 10%+55万円, 3000万円超 5%+205万円
（※）上記 1) 2) を一括してご利用ください。

3. 税務顧問および税務相談（税理士法第2条①）

個人：月額4万円 法人：月額5万円 最低契約期間：1年 税務相談を含む

4. 経営革新等支援機関業務（中小企業等経営強化法第32条①）

- 1) 経営力向上計画・特例承継計画・生産性向上計画など認定取得：1計画あたり10万円
- 2) 補助金助成金：着手時10万円（不調時返金なし）、入金時20%（成功報酬）
- 3) その他の支援業務：別途お見積り

5. 遺言執行者（民法 1012 条）

相続財産の価額：5000 万円以下 3.0% | 億円以下 2.5% 3 億円以下 2.0% 3 億円超 1.5%

6. 経営相談

1) 事業資金調達、銀行借入、制度融資

着手時 10 万円（不調時返金なし） 融資実行時 10%（成功報酬）

2) 不動産仲介

売買代金×3%+6 万円

3) 法人設立：株式会社 約 35 万円、合同会社 約 15 万円

定款認証、設立登記申請書作成、印鑑登録

4) M & A ・ 事業譲渡 ・ 事業譲受

着手金 10 万円（不調時返金なし） 成約時レーマン方式による算定（成功報酬）

5) 日本税理士会連合会 M & A マッチングサイト「担い手探しナビ」への登録：無料

6) 経営コンサルティング

個人：月額 2 万円 法人：月額 3 万円 最低契約期間：1 年 税務相談を含まない

<注意事項>

- (1) 申告期限が直近（依頼日から 3 月以内）の場合、追加報酬が 20%～50%発生します。
- (2) 当事務所が推奨する電子帳簿/電子申告納税を実施するには、システム初期設定（国税電子申告納税システム(etax)利用者識別番号の取得、地方税ポータルシステム(eLTAX)利用者 ID の取得、国税ダイレクト方式電子納税の届出、会計帳簿の勘定科目自動入力設定など）が必要です。
- (3) 確定決算と納税申告には、インターネット回線、電子証明書、タイムスタンプ、税務会計ソフト、記帳代行者が必要です。
- (4) 電子帳簿/電子申告納税のシステム初期設定、税務会計ソフトなどについて、御社の実状に応じたアドバイスを行います。随時ご相談ください。
- (5) 登録免許税その他の実費および消費税を別途申し受けます。

***** < ご 連 絡 先 > *****

 しんむら総合税務会計事務所<東京税理士会第 135183 号 >

認定経営革新等支援機関 <経済産業大臣認定第 105013001701 号>

CORYLUS☆コリス☆LLC Email:info.shimmuraktax@gmail.com

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場三丁目 2 番 14 号天翔高田馬場ビル 208

TEL 03-6811-1521/080-9036-3123 <https://www.kaikei-home.com/shimmuraktax/>

令和 4 年（2022 年）3 月 1 日現在